

袋井市新型コロナウイルス感染症対策本部

基本方針

令和2年7月28日改定

国の基本的対処方針に基づき、「新しい生活様式」の定着等を前提とした移行期間が7月31日をもって終了しますが、国内・県内において感染者が増加している状況です。

特に県内における複数のクラスター発生により感染者は増加しており、感染防止の徹底に努めなければなりません。

市民及び事業者の皆さまには、感染防止対策として、引き続き「3つの密」の回避をはじめ、「新しい生活様式」や業種ごとに策定されるガイドラインに基づく適切な感染防止策を遵守していただき、感染拡大防止への継続的な取り組みをお願いします。

1 市民への呼びかけについて

感染拡大を長期的に防ぐため、「新しい生活様式」を取り入れていただくよう次のことを呼びかける。

- (1) 全ての市民の皆さんには、一人ひとりの基本的な感染防止対策として、感染防止の3つの基本となる「①人との間隔をできるだけ2m（最低1m）空ける」、「②マスクの着用」、「③手洗い」の徹底を呼びかける。また、マスク着用時にも、こまめに水分補給を行うなど、熱中症対策には十分注意することを呼びかける。
- (2) 県内・県外への移動は、静岡県が定期的に発表する警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」(※1)に基づく行動を呼びかける。
- (3) 日常生活における基本的な生活様式として、「3つの密」①密閉(換気の悪い密閉空間)、②密集(人が密集している)、③密接(近距離での会話や発声が行われる)を徹底的に避けるとともに、手洗いや咳エチケット、人と人の距離の確保などの基本的な感染防止対策の徹底を呼びかける。
- (4) 自治会や自治会連合会の会議等を開催する場合は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じることとする。
- (5) 新型コロナウイルス感染症に関する誤解や偏見などには惑わされず、注意して冷静な対応を呼びかける。

(※1) 静岡県の警戒レベル及びそれに応じた「移動に関する行動制限」は、毎週発表されます。(5ページ以降をご覧ください。)

2 イベント等の開催について

イベント等については、感染防止対策を講じた上で、適切に開催することとする。

なお、全国的かつ大規模なイベント等の開催については、リスクへの対応が整わない場合は、中止又は延期することを含め、主催者による慎重な対応を要請する。

3 感染防止対策の実施について

新型コロナウイルス感染症を予防するため、次のとおり、適切な感染防止対策を講じ、「3つの密」を避けることとする。

ア 風邪症状等体調の悪い人は、外出等を控えるようにする。

イ 咳エチケットや手洗い等を実施する。

ウ 換気を十分に行う。

エ 多くの人が密集することのないようにする。

オ 多くの人の手が触れる場所等は、消毒を定期的に行う。

(ドアノブ、手すり、テーブル、いす、スイッチ、トイレの流水レバー等)

4 市内の企業・事業所への呼びかけについて

(1) 市内の企業・事業所へは、厚生労働省や静岡県が発信する情報等を適切に提供する。

(2) 3の感染防止対策の実施に加えて、引き続き、風邪症状等体調の悪い人への休暇取得の勧奨、職場に出勤しなければならない従業員を減らす方法(テレワークや時差出勤等)など、働き方の新しいスタイルの推進を要請する。

(3) 市内の事業所や店舗などには、「3つの密」を徹底的に避けること、室内の換気や人と人との距離を適切にとるなどの基本的な感染防止対策を行うことを働きかける。

(4) 関係団体が作成する業種ごとの感染拡大予防ガイドライン等に基づき取り組んでいただくよう強く呼びかける。

5 市内小学校、中学校、保育所、幼稚園等の対応について

(1) 小中学校について

- ア 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で教育活動を行う。
- イ 臨時休業期間に対する学びを保障するとともに、学校行事に割振る時間を確保するため、長期休業の基準日を次のとおりとする。
 - 夏季休業 8月8日(土)から8月24日(月)まで
 - 冬季休業 12月26日(土)から1月5日(火)まで
 - 学年末休業 3月20日(土)から

(2) 放課後児童クラブについて

- ア 児童・支援員等の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上でクラブ活動を行う。
- イ 小学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

(3) 保育所及び認定こども園(保育部)について

- ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。
- イ 民間の保育園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(4) 幼稚園及び認定こども園(幼児部)について

- ア 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で保育活動を行う。
- イ 民間の幼稚園、認定こども園については、袋井市の意向を伝え、公立と同様の対応を要請する。

(5) 給食の対応について

- ア 配膳時における感染リスクの軽減に配慮するとともに、適切な栄養摂取ができる給食を提供する。
- イ 小中学校の長期休業期間の変更に適切に対応する。

(6) 子育て支援センター、笠原児童館について

- 児童・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

(7) 育ちの森について

- 児童生徒・職員の健康状態を確認するとともに、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で支援を行う。

(8) 図書館、月見の里学遊館、メロープラザ、郷土資料館、近藤記念館及び歴史文化館等について

ア 図書館、郷土資料館、近藤記念館、歴史文化館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

イ 月見の里学遊館、メロープラザは、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で開館する。

ウ 澤野医院記念館は、「3つの密」を避け、感染防止策を講じた上で6月1日から開館する。

6 市内公共施設の利用について

(1) コミュニティセンターについて

コミュニティセンターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(2) 老人福祉センター（笠原老人福祉センター・白雲荘）について

老人福祉センターは、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(3) 市内体育施設等について

さわやかアリーナ、風見の丘等の屋内体育施設は、「3つの密」を避け、感染防止対策を講じる。

(4) 市内公園の利用について

公園の利用については、空いた場所及び時間を選ぶなど利用者が感染防止対策を講じた上で、利用するものとする。

7 この基本方針は、今後の発生状況や国、県の動向により、その都度、改定する。

基本方針（改定履歴）

令和2年2月21日作成

令和2年2月28日改定

令和2年3月10日改定

令和2年3月16日改定

令和2年3月23日改定

令和2年4月 8日改定

令和2年4月17日改定

令和2年4月23日改定

令和2年5月 1日改定

令和2年5月 5日改定

令和2年5月15日改定

令和2年5月29日改定

令和2年6月19日改定

11月6日（金）現在は「警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）」です。

（政府の新型コロナウイルス感染症対策分科会による感染段階・ステージⅠ相当）

本県では、浜松市や伊豆の国市でクラスターが発生し、散発的な感染も継続しており、警戒レベル4（県内警戒、県外警戒）となりました。感染経路不明者数が増加しており、市中に見えない感染者がいる可能性があることから、感染防止に細心の注意が必要です。

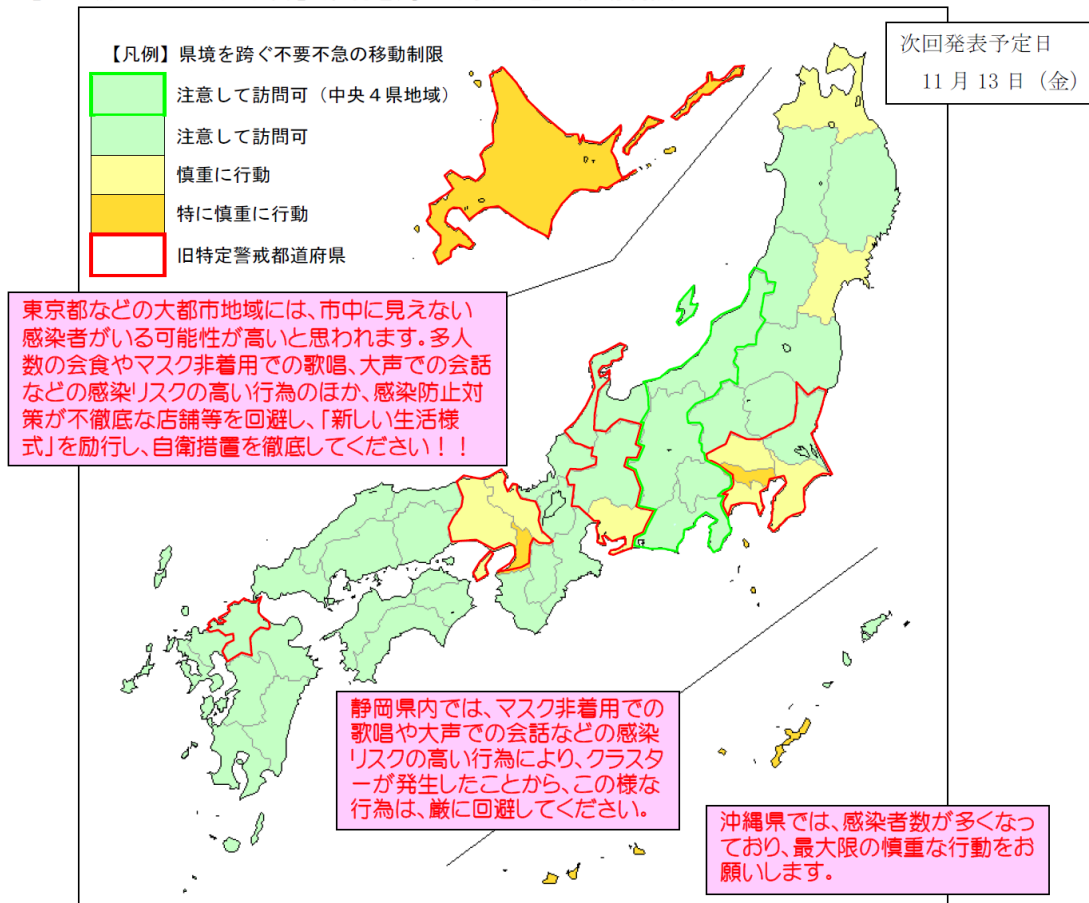
東京都など大都市地域をはじめ、全国的にも、多人数の会食やマスク非着用での歌唱などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しております。

また、沖縄県では、新規感染者の発生が続き、「沖縄コロナ警報」が発表されるなど、特に注意が必要な状況になっています。

今後とも、県民の皆様一丸となって、感染防止を徹底しましょう。以下のような行動を心がけていただくようお願いいたします。

静岡県新型コロナウイルス感染症対策本部

【11月7日（土）以降】県境を跨ぐ不要不急の移動制限



- ◎ 新型コロナウイルスに感染しないためには、見えない感染者（※）に、「近づく可能性をどうすれば減らすことができるか」「知らずに出会っても、うつらないようにできるか」が、大切です。
- ◎ 県内では、多人数の会食の際のマスク非着用などによりクラスターが発生しています。市中に見えない感染者がいる可能性もありますので、常に感染防止対策をお願いします。
- ◎ 東京都など大都市地域には、市中に見えない感染者がいる可能性が高いと思われます。多人数の会食やマスク非着用での歌唱、大声での会話等の感染リスクの高い行為、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避し、「新しい生活様式」による自衛措置を徹底してください。
- ◎ 感染状況は地域で異なるので、訪問先又は来訪者の地域ごと行動を変えてください。

（※移動に関する行動制限の詳細については次ページをご覧ください。）

◎県内移動に関する行動制限

- 「三つの密」を回避するなど、「新しい生活様式」（別添）を徹底してください。
- 静岡県内では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しており、このような行為は、厳に回避してください。
- 訪問先の施設で、感染防止対策が十分行われているかは訪問前に必ず確認してください。対策が不十分な店への訪問については、慎重に検討してください。

◎県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限

1 本県を出発する皆様へ

（静岡県の独自の評価によるものであり、外出の検討にあたっては、訪問先の県等が発表している行動制限を尊重してください。）

（1）全ての外出について、「新しい生活様式」を徹底し、自分や相手が感染しているかもしれないという意識を持って、注意して行動してください。

（2）北海道、東京都、大阪府、沖縄県への移動については、特に慎重に行動してください。特に、沖縄県では「沖縄コロナ警報」が発表されており、感染防止に向けた最大限の注意をお願いします。

（3）青森県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県への移動については、慎重に行動してください。

※訪問の際は、訪問地域の感染状況を把握し、訪問目的などを十分御検討ください。「新しい生活様式」を徹底した上で、事前の行動計画の策定により滞在時間の短縮や電車の混雑の回避などに努めるとともに、多人数の会食やマスク非着用での歌唱、大声での会話などの感染リスクの高い行為のほか、感染防止対策が不徹底な店舗等を回避するなど、最大限の感染予防行動をお願いします。

（4）その他の道府県への訪問は、「新しい生活様式」など感染予防行動を徹底した上で、注意して訪問をお願いします。長距離での移動は感染リスクを高めるほか、これまで感染状況が少ない地域でも、急に感染が拡大している所があるため、訪問先の感染状況や経由地に御留意ください。

2 本県を訪問される皆様へ

（帰省する方、訪問者には、県民の皆様からも呼びかけてください。）

（1）移動に際しての交通手段や移動の際の「新しい生活様式」に基づく行動の徹底に配慮してください。

（2）北海道、東京都、大阪府、沖縄県の皆様は、訪問の際には、特に慎重な行動をお願いします。

（3）青森県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県の皆様は、訪問の際には、慎重に行動してください。

※御自身の体調管理に留意の上、無理な移動は回避し、来訪の際には、自身や相手が感染しているかもしれないという視点に立ち、感染しない・させないよう「新しい生活様式」の徹底等の感染予防行動をお願いします。

（4）その他の道府県からの来訪は、長距離移動による感染リスクや経由地に御留意いただき、注意して訪問をお願いします。

（5）県民の皆様には、他都道府県から訪問される方が、既に感染しているかもしれないという意識をお持ちいただき、「新しい生活様式」の徹底のほか、「三つの密」が重なる場所に行かない、作らないなど、感染予防対策の徹底をお願いします。

※見えない感染者：感染していても無症状や軽症で、自分が感染していることに気付いていない人。
発症前2日前から感染力があるなど、本人が知らないまま、他人に感染させてしまうリスクがある。

厚生労働省新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）をインストールしましょう！

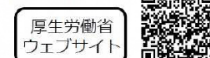
iPhoneの方はこちら



Androidの方はこちら



詳しくはこちら



令和2年11月6日

＜静岡県新型コロナウイルス感染症対策＞

「6段階警戒レベル」と「レベル毎の行動制限」の変更点

時期	前回（10/31～11/6）	今回（11/7～11/13）
レベル	警戒レベル3 （県内注意、県外警戒）	警戒レベル4 （県内警戒、県外警戒）
県内移動に関する行動制限	本県では、マスク非着用での歌唱や大声での会話などの感染リスクの高い行為により、クラスターが発生しており、このような行為を厳に回避するように呼び掛け	変更なし
県境を跨ぐ不要不急の移動に関する行動制限	＜本県を出発＞	
	特に慎重に行動	東京都、沖縄県
	慎重に行動	北海道、青森県、埼玉県、千葉県、神奈川県、京都府、大阪府
	注意して訪問可	その他の県
	＜本県を訪問＞	
	特に慎重に行動	東京都、沖縄県
	＜本県を出発＞	
	特に慎重に行動	北海道、東京都、大阪府、沖縄県
	慎重に行動	青森県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県
	注意して訪問可	その他の県
	＜本県を訪問＞	
	特に慎重に行動	北海道、東京都、大阪府、沖縄県
	慎重に行動	青森県、宮城県、埼玉県、千葉県、神奈川県、愛知県、京都府、兵庫県
	注意して訪問可	その他の県

＜変更点等＞

- 北海道、大阪府を、「慎重に行動」から「特に慎重に行動」に変更。
- 宮城県、愛知県、兵庫県を、「注意して訪問可」から「慎重に行動」に変更。
※最近の感染者数の動向を踏まえ、行動制限を変更。
- 特に「沖縄コロナ警報」が発表されている沖縄県への移動は、最大限の注意をお願いする。
- それ以外の地域では、急に感染が拡大する場合があることから、訪問前に現地情報を収集し、感染防止のための自衛措置を徹底いただくようお願いする。

「新しい生活様式」実践例(抜粋)

感染防止の3つの基本:①身体的距離の確保、②マスクの着用、③手洗い			
			公共交通機関の利用 
◆人との間隔は、できるだけ2m(最低1m)空ける	◆外出時、屋内でも会話するとき、人との間隔が十分とれない場合は、症状がなくてもマスク着用	◆家に帰ったら手や顔を洗う	◆会話は控えめに ◆混んでいる時間帯は避ける
娯楽、スポーツ等 	食事 	イベント等への参加 	働き方 
◆公園はすいた時間、場所を選ぶ ◆ジョギングは少人数で	◆大皿を避けて、料理は個々に ◆持ち帰りや出前、デリバリーを利用	◆接触確認アプリの活用を ◆発熱・風邪症状がある場合には参加しない	◆テレワークやローテーション勤務・時差出勤 ◆会議はオンライン

「6段階警戒 レベル」と「レベル毎の行動制限」(新型コロナウイルス感染症対策) (令和2年7月)

レベル	警戒レベル			基本的行動内容				
	県内	県外	国外	県内評価	県内移動に関する行動制限	県外評価	県境を跨ぐ移動に関する行動制限	国際評価
6	【都市封鎖級】			感染まん延期	外出禁止を要請	感染移行期以上	禁止を要請	多数又は複数の国・地域において感染が拡がっている
5	【特別警戒】				外出自粛や休業要請		(感染状況が厳しい地域の状況等を評価)	
4	【警戒】	【警戒】	国外は警戒以上	感染移行期 後期	県内の感染状況を踏まえた外出自粛や休業要請を含む必要な行動制限	県内者の県外への移動及び県外者の県内への移動については対象地域に応じて行動制限・注意を要請（注1）		
3	【注意】 【一部警戒】	【警戒】		感染移行期 前期	施設での感染防止対策を徹底 県内の感染拡大地域でのリスクの高い行為を回避			
	【注意】	【注意】		感染限定期	3密の回避を含む「新しい生活様式」の徹底			
2	【ほぼ日常】	【注意】		感染休止期	3密を極力回避。基本的な感染対策（注2）の励行など「新しい生活様式」を心がける。感染弱者へ配慮	感染限定期	県境を越える移動可。ただし、感染者の多い地域への移動/同地域からの移入は注意	
1 1-1	【ほぼ日常】	【ほぼ日常】	3密をできる限り回避。基本的な感染対策（注2）の励行。感染弱者へ配慮		感染休止期			
1 0-1	【日常】	【日常】 （出入国制限あり）	【注意】	感染終息	県内に関する行動制限無し	国内の全域が感染終息	国内に関する行動制限無し 国外との行動制限が一部有り	一部地域においては感染が終息していない
	【日常】	【日常】	【日常】		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し		国内・国外のどことの関係でも行動制限無し	ほぼ終息

(注1) 県が更新・発表する地域の感染状況に応じた県境を跨ぐ移動制限区分に応じて判断

(注2) 基本的感染対策：身体的距離の確保、マスクの着用、手洗いなど